

# いしかわ小水力等発電推進協議会 規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この協議会は、農地と水、農業水利施設など地域資源を有効に利活用した小水力等発電施設の計画的な整備を推進するに当たり、事業主体が実施する調査設計や協議調整・各種手続き、及び工事実施等に係る諸課題に対する調査研究、指導及び助言等の技術的支援を行い、石川県の農村地域における再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この協議会は、いしかわ小水力等発電推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

### (事 務 所)

第3条 本協議会の事務所は、石川県土地改良事業団体連合会（金沢市古府1丁目197番地）に置く。

### (事 業)

第4条 本協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 小水力等発電施設の導入推進に関する調査研究
- 二 小水力等発電に関する情報の収集及び提供
- 三 発電施設の基本設計等に関する相談・技術的検討等に係る支援体制整備並びに指導及び助言
- 四 発電施設の導入に係る協議調整及び各種手続きに関する指導及び助言
- 五 その他第1条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員等

### (会 員)

第5条 本協議会は、石川県内の土地改良区、若しくは市町等のうち、本協議会の

趣旨に賛同する者と石川県及び石川県土地改良事業団体連合会（以下、「県土改連」という。）で構成し、その実務担当部署長等を会員とする。

（年会費）

第6条 本協議会は、第4条第1項の各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、必要に応じて総会の議決を経て、毎事業年度、会員から年会費を徴収することができる。

（役員）

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- |       |    |
|-------|----|
| 一 会長  | 1名 |
| 二 副会長 | 1名 |
| 三 監事  | 2名 |

（役員を選任）

第8条 前条の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

2 前条の各号に掲げる役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、本協議会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は2年とする。

2 役員の補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

3 本協議会の解散年度にあつては、この任期の限りではない。

4 役員は、その任期が満了、若しくは辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の報酬）

第11条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第3章 総会

### (総会等)

第12条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 その他、会長が必要と認めたとき。

4 総会の議長は、会長とする。

### (総会の議決方法等)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。

二 年度事業報告及び収支決算に関する事。

三 諸規程の制定及び改定又は改廃に関する事。

四 その他本協議会の運営に関する重要な事項。

### (特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 本協議会規約の変更

二 本協議会の解散

三 会員の除名

### (書面又は代理人による議決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会開催日の前日までに本協議会に到達しないときは、無効とする。

## 第4章 技術委員会

### (技術委員会)

第17条 本協議会は、土地改良区等が農業水利施設を活用した小水力等発電設備を導入するに当たり、会員から本協議会に協力依頼のあった発電施設に関する規模や設備等の技術的相談及び諸課題を検討するため、学識経験者、専門的知識を有する技術者等で構成する技術委員会を置く。

2 技術委員会に関する細則は、別に定める。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第18条 本協議会は、業務を円滑かつ効率的に行うために事務局を置く。

2 事務局は、石川県土地改良事業団体連合会内に置く。

3 事務局は、関係土地改良区、石川県及び石川県土地改良事業団体連合会の職員をもって組織する。

4 本協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、会長が任命する。

6 本協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

7 本協議会は、第4条に掲げる事業に係る事務の一部を石川県土地改良事業団体連合会に委託することができる。

### (業務の執行)

第19条 本協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他

### (書類及び帳簿の備付け)

第20条 本協議会は、第3条に定める事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 本協議会規約及び前条各号に掲げる諸規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他、前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第6章 会計

### (事業年度)

第21条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (経費)

第22条 第4条第1項の各号に掲げる事業に要する経費は、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に要する経費に対し、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知)(以下、「補助金交付要綱」という。)の定めるところにより交付される補助金等によるものとする。

2 前項のほか、第6条に掲げる年会費によるものとする。

### (会計の取り扱い)

第23条 本協議会の会計経理の取り扱い方法は、会計処理規程で定める。

### (経費支弁の方法等)

第24条 本協議会の事務に要する経費は、第22条第1項に掲げる補助金、第2項の年会費をもって充てる。

### (年度事業計画及び収支予算)

第25条 本協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (監査等)

第26条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその報告書を総会に提出しなければならない。

## 第7章 雑 則

(細則等)

第27条 要綱、要領、その他この規約に定めるもののほか、本協議会の事務の運営上、必要な細則等は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年 8月 6日から施行する。